

平成18年度県立中学校及び中等教育学校の修学旅行実施基準概要

20 府県で、県立中学校及び中等教育学校(前期課程・後期課程)の実施基準を設けている。校種別では、府県立中学校が 17 府県、県立中学校及び中等教育学校 4 県、中等教育学校 3 県である。

(1) 府県立中学校及び中等教育学校(前期課程)

[旅行日数]

3 泊 4 日以内が多い。2 泊 3 日以内は宮城県・群馬県・山口県、4 泊 5 日以内は愛媛県・高知県、5 泊 6 日以内の佐賀県・長崎県は高等学校の基準に準じている。

[旅行費用]

具体的金額を明示しているのは、宮城県・静岡県・和歌山県・山口県・長崎県。その他は、保護者の経済的負担に配慮した範囲、目的達成に必要な最小限の額としている。

[実施学年・実施基準]

最終学年(3年)又はその前学年が多い。参加人数は、原則として全員参加を実施基準としているが、宮崎県は在籍数の 95%以上、群馬県・広島県・高知県 90%以上、福岡県 80%以上という規定がみうけられる。

[旅行方面]

ほとんどが規定していない、実施校に一任の県もある。方面指定は、和歌山県「関東方面」、山口県「関西以西」である。

[引率教員]

多くが高等学校の基準に準じている。生徒数又は学級数に応じた算出基準に大別される。概ね 20 名～30 名について 1 名とそれに加え引率責任者と養護教諭が多い。

(2) 中等教育学校(後期課程)

高等学校及び中等教育学校(後期課程)の規定として、全ての県で高等学校の基準を準用している。